

令和4年7月11日

組合員・利用者 各位

常陸農業協同組合  
代表理事組合長 秋山 豊

## 業務改善命令解除について（お知らせ）

平素よりJA常陸の事業運営全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合は、内部管理態勢に問題があるとして、平成31年3月29日に茨城県知事より業務改善命令を受けました。

当組合は、これを真摯に受け止め、法令等遵守態勢の見直し、内部管理態勢の再構築をはじめ、コンプライアンス経営、事務リスク管理体制の強化に取り組んでまいりました。

今般、これまでの取り組みの結果、令和4年7月8日付にて業務改善命令が解除されましたことをご報告させていただきます。

発令以降、約3年3カ月という長きにわたり、組合員・ご利用者の皆様にご不便と御心配をお掛けしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

当組合は、今後も業務改善への取り組みを継続して実施するとともに、更なるコンプライアンスの遵守に努めてまいります。

つきましては、組合員・ご利用者の皆様に信頼される組織として事業活動に邁進してまいりますので、今後ともご指導とご協力を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

以上